



～自立に向けての給付金のご案内～ 高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭等のお母さん・お父さんが、就労に役立つ専門的な資格を取得するため、養成機関で修業する場合、その間の**生活費**を支給しています。

対象者

宇和島市にお住まいのひとり親家庭等のお母さん・お父さんで、次のすべてに該当する方

- ▶ 20歳未満のお子さんを扶養していること
- ▶ 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること
[所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者となります。]
- ▶ 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれること
- ▶ 就業又は育児と修業の両立が困難であること
- ▶ 過去に事業に基づく給付金を受給していないこと

対象講座

看護師、準看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、
歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ
認定資格、LPI認定資格等

支給額

高等職業訓練 促進給付金	◆ 市町村民税非課税世帯	月額	100,000円
	(修業する最後の12か月は	月額	140,000円)
	◆ 市町村民税課税世帯	月額	70,500円
	(修業する最後の12か月は	月額	110,500円)
高等職業訓練 修了支援給付金	◆ 市町村民税非課税世帯	50,000円	
	◆ 市町村民税課税世帯	25,000円	

提出書類

■ 高等職業訓練促進給付金申請時

- ▶ 高等職業訓練促進給付金等支給申請書（高等職業訓練促進給付金）
- ▶ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本（抄本）
- ▶ 世帯全員の住民票
- ▶ 児童扶養手当証書の写し
- ▶ 所得課税証明書
- ▶ 給付金返還に係る承諾書
- ▶ 入校証明書／在学証明書（教育訓練施設長が証明するもの）
- ▶ マイナンバーカード（同居家族の方のマイナンバーカードも必要）
- ▶ 通帳又はキャッシュカード

※この他に下記書類等の提出が必要な場合があります。

- ◇ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
- ◇ 同一世帯に属する者の所得課税証明書

※「課税情報等閲覧・取得に係る同意書」がある場合は、所得課税証明書は不要です。

■ 講座受講中

- ▶ 出席状況証明書
- ▶ 請求書（高等職業訓練促進給付金）
- ▶ 成績証明書

■ 高等職業訓練修了支援給付金申請時

※受講修了日から30日以内

- ▶ 高等職業訓練促進給付金等支給申請書（高等職業訓練修了支援給付金）
- ▶ 修了報告書
- ▶ 修了証書（教育訓練施設長が証明するもの）

問い合わせ

◎ 宇和島市役所 こども家庭課 総合支援係
Tel : 0895-49-7017 Fax : 0895-24-1160
E-mail : kodomoka@city.uwajima.lg.jp

宇和島市ホームページ

